

いじめ防止基本方針

～すべての相和っ子が輝けるように～

令和7年4月1日改訂

▲▲ も く じ ▲▲

- | | | |
|-----|-------------------|------|
| I | いじめの問題に関する基本的な考え方 | ……2 |
| II | いじめの未然防止のための措置 | ……4 |
| III | いじめの早期発見のための措置 | ……6 |
| IV | いじめに対する措置 | ……8 |
| V | インターネット上のいじめへの対応 | ……11 |
| VI | いじめの防止等のための組織の設置 | ……12 |
| VII | 重大事態への対処 | ……13 |

大井町立相和小学校

I いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び、早期発見に取り組む、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う（当該児童等と同じ学校に在籍していない場合も含む）心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要であり、児童がいじめと感じたものはすべていじめととらえ、対応していく必要がある。

2 いじめに対する基本認識

近年のいじめは、従来に比べ、特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものも多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、事態が深刻化しやすいとも言われている。また、インターネット上で起こるいじめも多く見られる。

教職員が次の(1)から(6)までの認識をもち、いじめの問題に適切に対応することが必要である。

- (1) いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である
- (2) いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうる問題である
- (3) いじめは、家庭や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- (4) いじめは、加害・被害という二者関係ではなく、「観衆」「傍観者」といわれる周囲の児童に対する注意も必要である
- (5) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい
- (6) いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取扱われるものもある

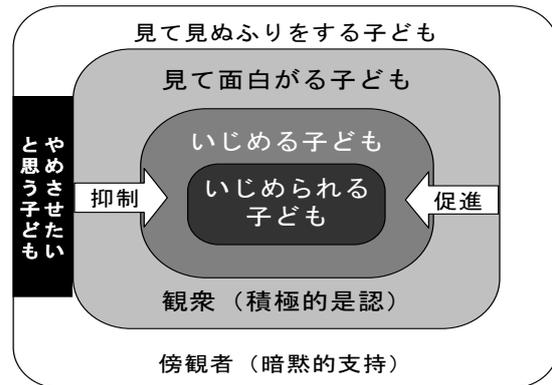
3

いじめの構造

いじめられた児童は、集団の中で他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれていく。そこには、意図的に孤立させようとする集団の構造上の問題が潜んでいる。いじめは当事者だけでなく、その周りには、はやしたてる「観衆」や無関心を装う「傍観者」の存在がある。

「観衆」が多いと、いじめは一層エスカレートする方向に向かい、また、「傍観者」

は、いじめられている児童から見ると、いじめに暗黙の了解を与えているように見えることがある。「傍観者」が仲裁者となれるような指導を行うことが大切である。



4

いじめにおける児童の心理

(1) いじめられている児童の気持ち

いじめられている児童は、孤立した状態にじっと耐えていたり、誰とも親しくせず防御的な態度をとったり、いじめられていると認めたくない心理になっていることを理解し、支援することが重要である。

- ア 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、告げ口したとしてさらにいじめられるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わない、言えないことが多い。
- イ 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ウ 自分に原因があるからと自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- エ ストレスや欲求不満の解消を他の児童に向けることがある。

(2) いじめている児童の気持ち

いじめている児童が悩んでいたり、寂しい思いをしたりしている場合も多くある。その児童の心理面や動機、背景に視点をあて、適切に指導することが重要である。

- ア いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行っている場合がある。
- イ 自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。
- ウ いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。
- エ 学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、児童のストレスのはけ口の手段としていることがある。
- オ 差異（個性）を柔軟に受け入れられることができないでいることがある。

Ⅱ いじめの未然防止のための措置

いじめを未然に防ぐには、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図ることが必要である。

また、学校の教育活動全体を通じて、「いのち」はかけがえのないものであることを教え、他者を尊重し、多様性を認め合い、思いやる力を育み、自分はもちろん他人の「いのち」も大切にしていじめをしない心を育むことが大切である。

児童が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、周囲の友人や教職員と信頼関係を築きながら、規則正しい態度で授業や行事に主体的に向き合い、学校や地域の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を実施することが重要である。

1 いじめの未然防止のための共通理解と学校体制の確立

いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で全教職員に周知していくとともに、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さない仕組みづくり、教育相談がしやすい環境づくりなどの学校体制を確立していく必要がある。

すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に事前に働きかけていくことがいじめを未然に防ぐために有効な対策となる。教職員は、児童の「居場所づくり」と「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進めていく。

○居場所づくり（主体的に向き合える場）

○絆づくり（互いに認め合える人間関係）

} 集団の一員としての自覚や自信を育む

また、保健室内にいつでも、だれでも利用できる部屋（ほっとすルーム）を設置し、いじめの早期発見に努める。さらに、月曜日の打合せやブロック会議で、児童の様子を話題にし、児童の実態を全職員が把握できるようにしていく。

2 児童との信頼関係の確立

児童と温かい信頼関係を作り上げていくためには、教職員は日ごろから児童の心に寄り添うことを心掛け、児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解できるよう、教育相談の考え方や態度を身に付けていく必要がある。

また、児童と同じ目線で物事を考え、児童と場を共有し、児童の些細な言動から個々の児童の状況を推し量ることができる感性を高めていく必要がある。

児童の個々の状況や、学級や学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。そのためには、児童及び保護者への意識調査や学級内の人

間関係をとらえる調査、児童のストレスに対しての心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いていく。具体的には、学校全体で行う年2回の生活アンケートや年2回のミニアンケート、各学級で行う日記や行事等の振り返り、面談などが考えられる。

また、配慮を要する児童の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で、文書に残すなど適切な引継ぎを行っていく。

3 命や人権を尊重し、豊かな人間性を育む

学校の教育活動全体を通じて、児童が他人を思いやることができる心を育むための道徳教育や、生命尊重の精神や人権感覚を磨くための人権教育を充実させていく。

また、体験活動等の推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てていく必要がある。

① 道徳教育の充実

本校では、道徳の研究を行っている。児童が道徳的価値を理解し、実践する力を育てていくために、年度始めに道徳の年間指導計画を全職員が確認、修正している。また、道徳科を要とし、教育活動全体で道徳教育の充実に努めていく。

② 自然と触れ合う体験活動の充実

恵まれた自然がある本校では、自然と触れ合う機会を多く設けている。校外に出る生活科や理科、社会科、総合的な学習の時間などの学習を充実させていく。また、全校で行うさつまいもの苗植えや収穫、全校キラキラ遠足などもある。ここでは、高学年児童がリーダーとなる「相和っ子班」により、異学年児童が関わることで、よりよい人間関係を築くことができる。

③ 人権感覚を磨く教育の充実

「自分がされて嫌なことは人にしない」「相手の気持ちになって考える」を原則に、身体的特徴・病気・出身地・性別などの理由で差別や偏見をしない教育活動を様々な学習で行う。

また、毎月最終水曜日をピンクシャツデーとし、ピンクのものを身に付けると共に、いじめについて考える機会を設ける。

4 児童の自己有用感や自己肯定感、自浄力を育む

学校の教育活動全体を通じ、教職員が児童に対して愛情をもちながら、温かい声掛けを行い、児童自身が認められている、満たされていると感じることができるように、自己有用感や自己肯定感を高め、自主的、主体的な活動を推進していく。

授業を始め、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを行う必要がある。その中で、「認められた」「人の役にたった」という経験が、児童を成長させる。

また、教職員の児童たちへの温かい声掛けが「認められた」と自己肯定感につながっていく。本校では、教員一人一人が全校児童の個性を理解し、呼名のあいさつ

をするなど、積極的に関わるようにしていく。学校全体で一人の児童を見守る意識をもち、常に教職員間で児童の情報交換を行うことで、児童の自己肯定感がさらに高まるような声掛けや関わり方ができるようにする。

5 保護者や地域に開かれた学校づくり

いじめ問題は、学校や家庭だけの問題として捉えるのではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要がある。日ごろから家庭や地域と共通理解を図るために、常に開かれた学校づくりに努め、保護者研修会の開催や、学校だよりや学校ホームページ等による広報活動を積極的に行う。

P T Aの各種会議や懇談会等において、いじめの定義やいじめの実態、指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校だよりを積極的に活用する。

Ⅲ いじめの早期発見のための措置

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が拡大して関係が複雑になり、解決が困難になる。

たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切である。

そのために、日ごろからの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報の共有を行うことが重要である。

1 いじめのサインを受け取るために

いじめは、陰湿化・潜在化し、把握しにくくなっている。そのため、教職員は日ごろから児童たちをしっかりと観察し、行動や生活の様子の変化も見逃さず、いじめではないかという視点で見直し、いじめを積極的に認知する。

①日々の観察 ～児童がいるところには、教職員がいる～

朝の時間や中休み、昼休みの雑談等の機会に児童たちの様子に目を配る。児童と共に過ごす機会を設けることはいじめの発見に効果がある。中学年以降によく見られる児童のグループ化を観察の視点とし、人間関係の変化に注意を払っていく。

②日記の活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

児童が日記を書き、それに対し担任の共感的なコメントを継続して行うことで、

児童との信頼関係が構築できる。その中で、気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

2 教育相談を通じた把握

学校全体で定期的な面談の実施や、児童が希望するときには面談ができる教育相談体制を確立し、いじめられている児童や周りの児童、保護者が相談しやすい環境を整備することにより、いじめの早期発見につながるようにする。

① 教育相談（学校カウンセリング）

定期的に面談を実施していく。年2回（6月・11月）の生活アンケート後に担任と全児童と面談を行い、相談できる環境をつくっていく。その後、必要に応じて保護者と個別面談を行うことをとおして連携を強め、いじめの解決に向けて取り組んでいく。また、9月・1月にミニアンケートを実施し、必要に応じて面談を行う。

② 相談しやすい環境をつくるために

児童たちが教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。そのことで、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払っていく。

【本人からの訴えには】

まずは、心身の安全を保障する。「よく言ってきてくれたね。全力で守るからね」という、教職員の姿勢を伝え、具体的な守る手立てを考えていく。担任や養護教諭を中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保障する。その後「あなたを信じているよ」という姿勢で、事実関係や気持ちを共感的に傾聴する。その際に事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

【周りの児童からの訴えには】

いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。また、情報の発信元は絶対に明かさないと伝え、安心感を与えるようにする。

【保護者からの訴えには】

保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いている必要がある。訴えには、保護者の気持ちを十分理解し、真摯に受け止める。具体的に連絡する日を決め、対応を伝える約束をするようにする。また、継続的に連絡を取るようにする。

3 アンケート調査による把握

定期的な学校生活アンケート及びミニアンケート調査を実施し、児童の現状を客観的

に把握する。実施方法(記名式等)については、状況に配慮して実施する。

6月末と11月末の学校生活アンケート、9月と1月のミニアンケートを、全児童対象に行う。

IV いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが必要である。また、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導しなくてはならない。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、いじめの内容によっては、警察等の関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

1 いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめを認知した、またはその疑いがあった場合、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関係している児童に適切な指導を行い、そのいじめに対し、組織で対応するため全教職員に周知し、多方面からの確かつ迅速に対応する。さらに保護者の対応についても誠意をもち、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立する。

① いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守りとおす

- ・いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちに気付かれぬよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である。その際に、いじめている児童が複数人関わっている場合もそれぞれの児童を別々の場所で、同じ時に事実確認を行うことが望ましい。
- ・状況に応じて、いじめられている児童、いじめの情報を伝えた児童を守るため、登下校、休み時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(教務・担任・養護教諭・児童指導担当)で対応し、事実にもとづいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

2 問題解決のための適切な指導と支援

様々な立場からの事実確認した情報を一元化し、いじめの全体像を把握してから、全教職員で対応方針や指導方針を検討し、いじめを受けた児童やいじめを行った児童に対する適切な指導や支援を行うとともに、いじめを再び起こさないための学校づくり、集団づくりに取り組む。それらの内容を関係する保護者に説明し、指導方針や支援方針の具体策を提示し、再発防止への協力を要請する。

なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

①いじめられた児童に対して

【児童に対して】

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望をもてることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉を掛けるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者に対して】

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

②いじめた児童に対して

【児童に対して】

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも配慮し指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させるようにする。

【保護者に対して】

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③周りの児童たちに対して

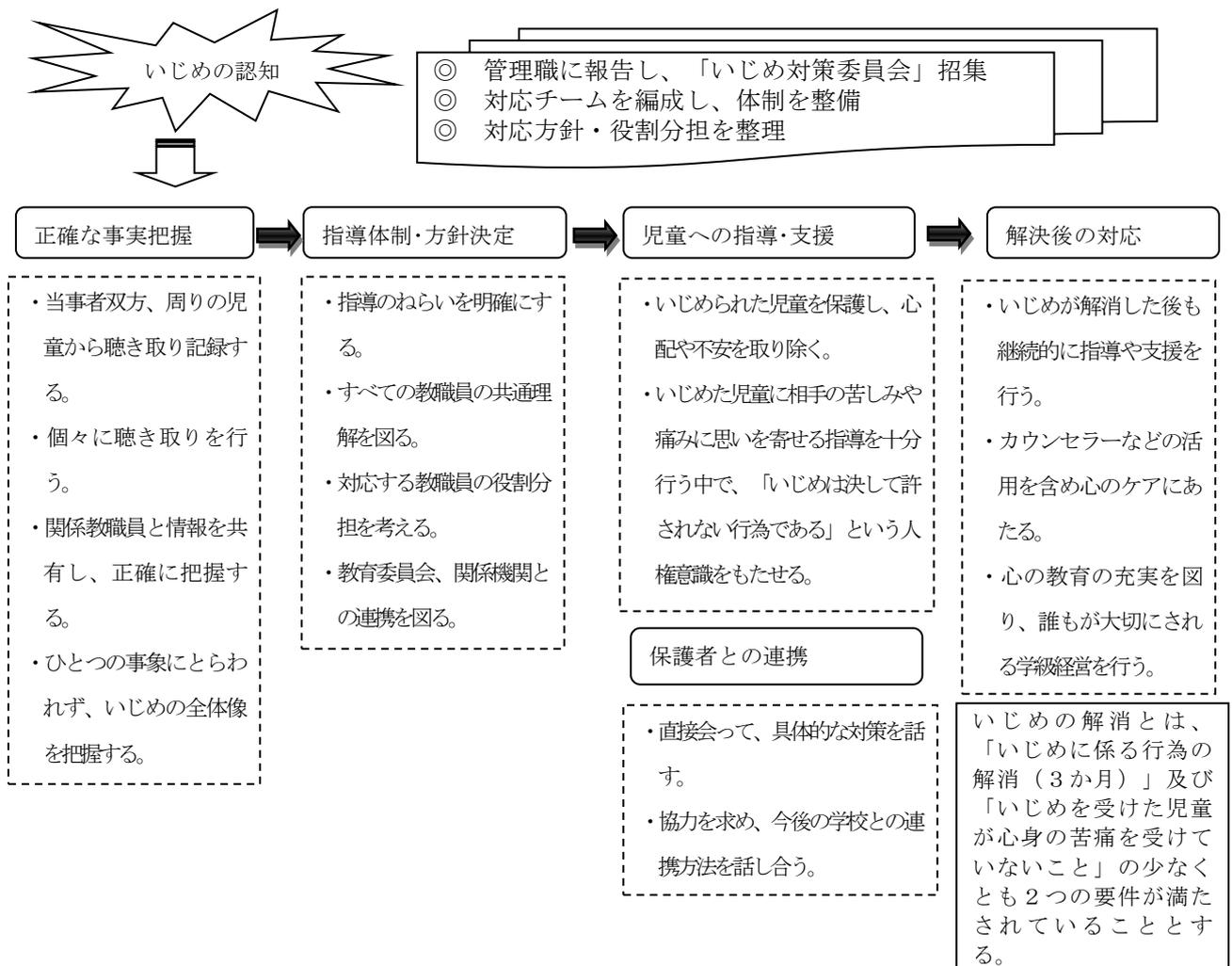
- ・当事者だけの問題にとどめず、学級、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級、学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

- ・いじめを訴えることは、正義にもとづいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

③ 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- ・教育相談、日記及び手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

3 いじめの対応の基本的な流れ



V インターネット上のいじめへの対応

教職員はインターネット上で発信される情報の特質を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについての最新の動向を把握することが大切である。

また、パスワード付きサイトやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話等のメールを利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見しにくい
ため、学校における情報モラル教育をすすめるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが不可欠である。

ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応をとり、
事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 未然防止のために

インターネット上で発信された情報の流通性、発信者の匿名性等、情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また適切に対処することができるよう、保護者と緊密に連携・協力することが不可欠であり、双方で指導を行う。

ICT 担当教員と連携しながら警察や企業の専門家から携帯電話教室やインターネットを話題とした授業を行うようにする。また、インターネットを使う授業では、適宜情報モラルの指導を行うようにする。

懇談会等でインターネットや携帯電話の話題を出し、児童の利用状況を把握する。また、その際に家庭において、児童たちを危険から守る「我が家のルール」づくりと児童に守らせることを伝えていく。インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつ必要があることを確認する。特に、児童が使用する時間や場所には、必ず保護者が制限をかけるように伝えていく。

家庭では、メールやSNSのやり取り後の表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談するように伝える。

2 早期発見・早期対応のために

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにプロバイダに対して速やかに削除する措置をとる。措置をとるにあたり、必要に応じて法務局や地方法務局、警察等の専門的な機関に相談・通報し、適切に援助を求めるようにする。

【書き込みや画像の削除に向けて】

- ① ネット上のいじめの発見、児童・保護者からの相談
- ② 書き込みの確認（掲示板のアドレスの記録・プリントアウト・デジタルカメラで撮影）

③掲示板管理人へ削除依頼

(③で削除されない場合) ④掲示板のプロバイダに削除依頼

(③④でも削除されない場合) ⑤警察への相談、法務局、地方法務局に相談

⑥削除確認、児童・保護者に説明

3

事案解決後の対応

書き込みを削除できた場合でも、書き込みされた内容のキャッシュ（検索エンジンが検索結果を表示するための索引を作る際に検索にかかった各ページの内容を保存したもの）が残っているため、必要に応じてその後の書き込み状況の経過を見るようにする。

また、家庭との連携も継続して行う。

VI いじめ防止等のための組織の設置

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめの根絶」という強い意志をもち、学校全体で組織的に対応することが必要である。また、必要に応じて外部の専門家等が参画することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資すると考えられる。

このことから、いじめ問題への組織的な取組を推進し、共有された情報から組織的に的確に判断する、いじめに特化した「いじめ対策委員会」を設置し、その委員会が中心として、教職員全員で総合的ないじめ対策を行うことが必要である。

また、学校基本方針の策定とともに定期的な見直し等を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組みを展開することが大切である。

1

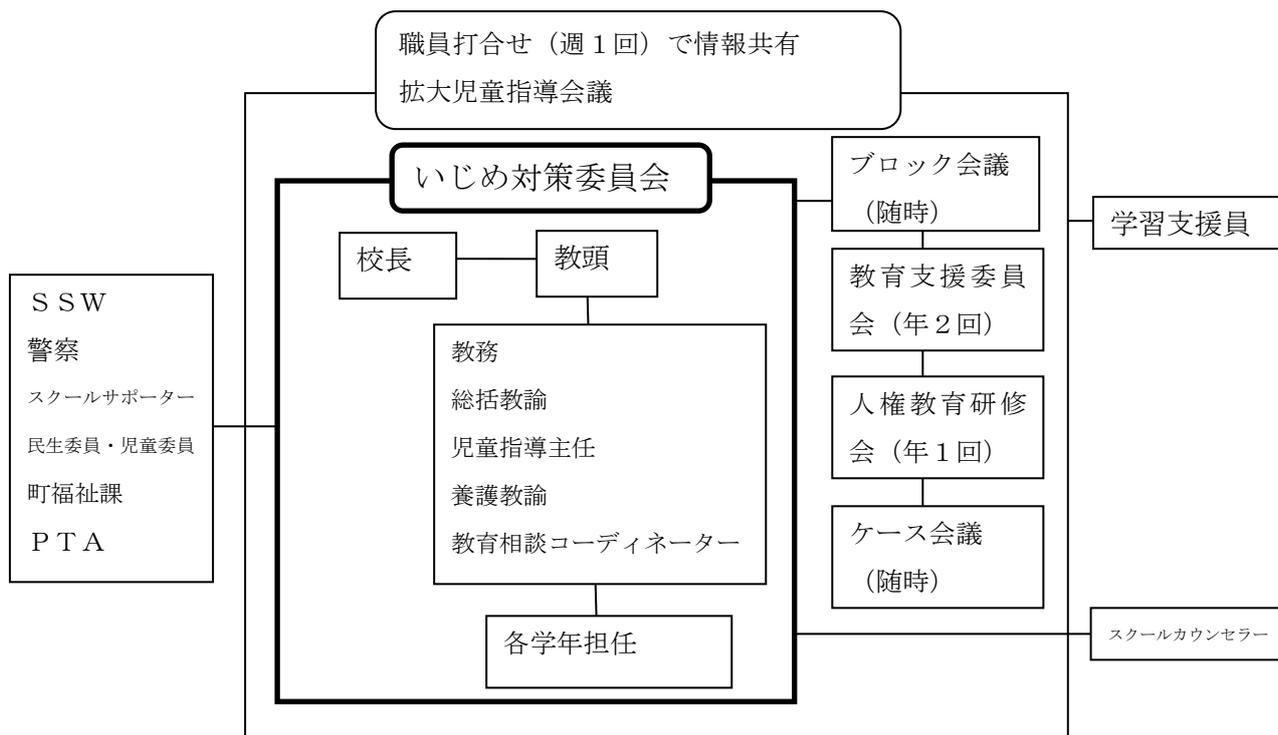
「いじめ対策委員会」の設置

学校全体でいじめ問題に対応するために、いじめ問題に取り組むに当たって中核となる「いじめ対策委員会」を設置し、学校基本方針にもとづく取組や年間計画の作成、取組みの見直し等を行う。《定例開催》

また、いじめ事案に対しては機動的に対応し、その情報を集約し、今後の対応方針や指導方針について検討を行う中核的な役割を担う。《緊急開催》

同組織内での検討内容や事案の対応等については、職員会議等を通じて全教職員で情報共有する。

いじめ対策委員会は、学校長が任命した教頭、教務、総括教諭、児童指導主任を中心に全職員が関わる組織である。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応していく。いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にして取り組んでいく。



いじめの未然防止や早期発見・早期対応、早期解決にあたるためには、学校全体で年間を通じて組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、いじめ防止の観点から、学校の教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に実施する。

また、いじめへの対応に係る教職員の資質・能力の向上を図るための校内研修や、いじめ問題への取組についての点検を定期的に行い、学校が一丸となって組織的に対応するため、いじめ問題についての共通理解を深める。

※ いじめの防止指導等年間計画は別紙参照

Ⅶ 重大事態への対処

生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事態が発生した場合、町教育委員会をとおして速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告し、関係機関と連携を図りながら重大事態に迅速に対応するとともに、県教育委員会がその事態の調査を行う主体やどのような調査組織とするかを判断する。

事実関係を明確にするための調査を実施した場合、その調査結果をいじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。また、その調査結果の報告を受けた県知事が、重大事態の対処または同種の事案の発生の防止のために必要があると認められた場合は、第三者で構成する附属機関が再調査を行う。

1

重大事態の意味

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合（年間 30 日を目安）
※目安に関わらず、学校または教育委員会の判断による。
- 児童及びその保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合
※重大事態ではないと考えたとしても、適切かつ真摯に対応するとともに、教育委員会に連絡・相談する。

2

「いじめ特別調査部会」の設置と構成メンバー

重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会はその事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするか判断する。調査の主体が学校となった場合は、県教育委員会の指導、また人的措置も含めた適切な支援を受けて調査を行う。

「いじめ特別調査部会」の構成メンバーは、弁護士、臨床心理士や社会福祉士等の専門家、PTAの代表者、学識経験者などの第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

【構成メンバー】 管理職、教務、児童主任、教育相談コーディネーター、養護教諭、（スクールカウンセラー）各学年担任、第三者

- ※ 事案内容により構成員については柔軟に検討し、校長が任命する。
- ※ 組織を構成する第三者の参加については、教育委員会と検討し構成員を決定する。

3

「いじめ特別調査部会」の活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・ 県教育委員会への調査結果報告
- ・ 調査結果の説明について、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

4

調査結果の提供及び報告

その調査結果の報告を受けた知事が、重大事態の対処または同種の事案の発生の防止のために必要があると認めた場合は、第三者で構成する機関が再調査を行う。